

職員の給与に関する報告及び勧告の概要

平成16年9月9日
福島県人事委員会

報告・勧告の特徴

寒冷地手当の支給地域、支給額、支給方法を抜本的に見直し

勧告事項の内容

寒冷地手当について抜本的見直しを実施

- (1) 支給地域 北海道及び北海道と同程度の気象条件が認められる市町村に限定
(県内の支給地域は、約3分の2に減少することが見込まれる。)
- (2) 支給額 支給が継続される場合でも、支給額は約4割引下げ
(県内の最高支給額 年額 180,200円 → 89,000円)
- (3) 支給方法 一括支給から月額制(11月から翌年3月までの5箇月間)に変更
- (4) 実施時期等 本年度の寒冷地手当から実施。実施に当たっては所要の経過措置

(参考資料)

県内の現行の支給額と改正後の支給額(年額)

世帯区分	現行の支給額		改正後の 支給額(円)
	地域区分	支給額(円)	
扶養親族のある世帯主 (3人以上)	5級地(喜多方市、南会津郡、耶麻郡など)	180,200	89,000
	4級地(会津若松市(一部を除く)など)	137,800	
	3級地(西白河郡など)	97,800	
	2級地(原町市、相馬市(一部を除く)など)	67,500	支給対象外
	1級地(いわき市(一部を除く))	39,600	
扶養親族のある世帯主 (2人以下)	5級地(上記に同じ)	153,000	89,000
	4級地(上記に同じ)	116,200	
	3級地(上記に同じ)	81,500	
	2級地(上記に同じ)	56,300	支給対象外
	1級地(上記に同じ)	33,000	
扶養親族のない世帯主	5級地(上記に同じ)	93,900	51,000
	4級地(上記に同じ)	70,500	
	3級地(上記に同じ)	49,100	
	2級地(上記に同じ)	33,600	支給対象外
	1級地(上記に同じ)	19,800	
その他の職員	5級地(上記に同じ)	64,700	36,800
	4級地(上記に同じ)	48,500	
	3級地(上記に同じ)	34,200	
	2級地(上記に同じ)	23,300	支給対象外
	1級地(上記に同じ)	14,200	

(注) 1 改正後の支給額については、経過措置終了後の数値です。

2 現行の3・4・5級地の一部に改正後に地域指定の対象外となる場合があります。

職員の給与等に関する報告の概要

平成16年10月12日
福島県人事委員会

本年の報告の特徴

- 月例給の改定見送り
 - 期末・勤勉手当（ボーナス）の支給割合の改定見送り
- ※ 6年ぶりに前年水準を維持

1 職員給与と民間給与との較差

本委員会は、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の604の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって140事業所を抽出し、職種別民間給与実態調査を実施した。

その結果、本年4月における職員給与と民間給与との較差は次のとおりである。

職員給与月額 392,422円 民間給与月額 391,836円

公民較差 △586円（△0.15%）

※ 9月9日の勧告による寒冷地手当の見直しを含む場合

公民較差 △234円（△0.06%）

2 報告事項の内容

(1) 基本方針

去る9月9日に寒冷地手当の抜本的な見直し（支給対象地域を約2/3に削減、継続支給となる場合でも支給額を約4割に削減）を勧告したこと、諸手当についても民間の支給状況とおおむね均衡が図られていること、国家公務員に対してとられる措置等を総合的に勘案して月例給及び期末・勤勉手当の改定を見送ることが適切であると判断した。

(2) その他の課題

ア 公立学校教員の給与

取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、給与制度のあり方を
検証

イ 特殊勤務手当等

- 必要に応じ今後も適切に見直し
- 農林漁業改良普及手当については、従事業務の特殊性等を踏まえた適正な支給となるよう検討

ウ 給与構造の基本的見直し

俸給制度、諸手当制度全般の見直しの具体化が図られていくため、国の検討状況や他の都道府県の状態に留意し、検討していく必要

エ 公務員制度改革について

- 国や他の地方公共団体の動向を踏まえつつ、新しい人事評価制度の導入に向け、検討していく必要
- 任期付職員の拡大、任期付短時間勤務職員、修学部分休業及び高齢者部分休業制度の導入に向け、所要の措置

オ 総実勤務時間の短縮について

引き続きさらなる縮減の取組みを進める必要

カ 男女共同参画社会の実現

男女の別なく個々の職員が持てる力を十分発揮していけるような環境づくりについて、積極的に取り組んでいく必要

(参考資料)

平均給料月額等

(主な給料表)

区 分	人 員	平均年齢	平均給料月額	平均経験年数
行 政 職	人 6,130	歳 42.0	円 366,935	年 20.5
公 安 職	3,084	42.4	387,110	21.8
教 育 職 (二)	5,206	42.1	384,415	19.4
医 療 職 (二)	413	43.5	372,252	21.3
医 療 職 (三)	674	38.1	331,513	16.6
小学校・中学校教育職	11,414	41.7	386,312	19.1